

共助の社会づくり推進指針

～ 参画と協働による夢と希望あふれる香川づくり ～

(案)

平成 23 年 月

香 川 県

[目 次]

I	背景	1
II	基本理念	3
III	基本方針	
1	基本的な考え方	4
2	施策の方向性	4
IV	指針推進のために	
1	指針推進の視点	8
2	進行管理	8

1 背景

これまで、地域社会においては、自治会や老人クラブなどの地域団体が、防災、福祉、環境美化などのさまざまな役割を主体的に担いながら、地域における支え合い、助け合うといった機能を維持してきました。

近年、我が国では、少子高齢化の進展と人口減少社会の到来による地域活力の低下や、家族形態、雇用形態をめぐる変化、経済のグローバル化など、社会経済環境が変化する中で、共同住宅、住宅団地の増加や深い近隣関係を望まない住民が増えてきたことなどにより、地域社会における人と人とのつながりの希薄化が懸念されています。その一方で、社会経済の成熟化に伴い、物の豊かさではなく、心の豊かさや安らぎを重視する傾向が強まっています。また、個人の価値観の多様化や複雑化が進み、住民ニーズに行政だけで対応することがより困難な状況となっています。このような社会状況の変化の中で、地域団体に加え、地域社会の新たな担い手として、NPO・ボランティア、企業などが現れてきました。

本県においては、自治会組織率は減少しているものの、島嶼部を中心に加入率は高く、県平均でも 7 割を超えており、地域団体が福祉、環境美化、防犯や交通安全など、多彩な機能を有する地域社会づくりの主体的な役割を果たしています。また、県内の特定非営利活動法人(NPO法人)も、社会的課題の解決をめざして、福祉・医療、文化・芸術、環境保全、まちづくりなどのさまざまな分野で自主的・自発的に活動しています。

こうしたことから、これからの地域社会づくりには、県民一人ひとりが、地域社会づくりの主役であることを自覚し、その個性と能力を発揮しながら、積極的に社会に関わっていくとともに、県民や地域団体、NPO・ボランティア、企業、行政などの多様な主体が、地域社会の「公」における役割を主体的に担うことが期待されています。そして、物の豊かさだけではなく、人と人とのつながりの中から生まれる心の豊かさを実感できる社会、みずからの住む地域に誇りを持ち将来に夢と希望を持って生きられる社会づくりが必要です。

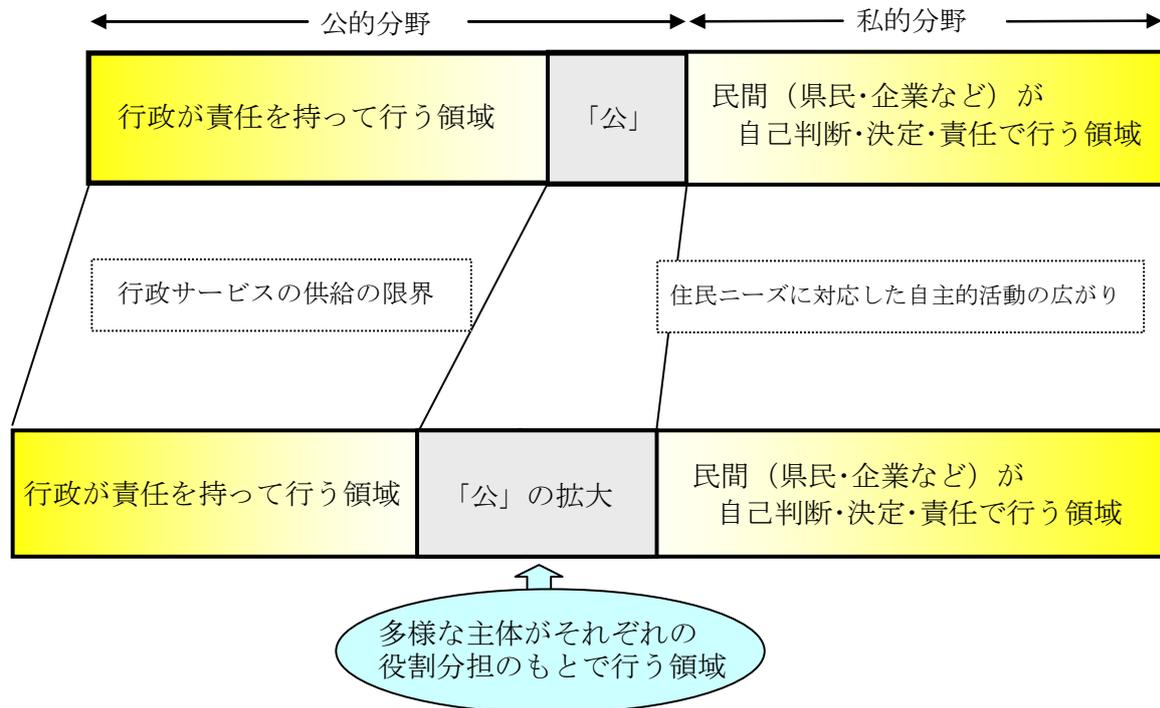
本県では、このような社会の実現のために、平成 15 年 3 月に「共助の社会づくり推進プラン」(計画期間:平成 22 年度まで)を策定し、このプランの理念に沿ってさまざまな具体的な施策に取り組んできました。しかしながら、めざす社会の実現のためには、引き続き取組みを継続させる必要があることから、基本理念と基本方針を明確にした平成 23 年度からの共助の社会づくりの指針として、「共助の社会づくり推進指針」を策定します。そして、県庁全体として、本指針に沿って、創意工夫を凝らし、柔軟かつ機敏に各種施策に取り組めます。

なお、この指針は、社会経済情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

○「公」

ここでは、公的分野のうち、県民や地域団体、NPO・ボランティア、企業、行政などの多様な主体がそれぞれの役割分担のもとで活動する領域を表します。

地域社会における役割分担のイメージ



○多様な主体

ここでは、県民、地域団体、NPO・ボランティア、企業、行政など地域のために活動する個人や団体を表します。

○地域団体

ここでは、自治会、老人クラブ、婦人会、PTAなどの地縁的なつながりをもとに構成される団体を表します。

○ボランティア

個人が、自主的に原則無償で行う公益活動

○NPO（民間非営利組織 英記:Non-Profit Organization）

社会的課題の解決など、公益的な活動を継続的に行うことを目的に組織された民間の団体

○特定非営利活動法人（NPO法人）

特定非営利活動促進法に基づき、法人格を認証された民間非営利団体

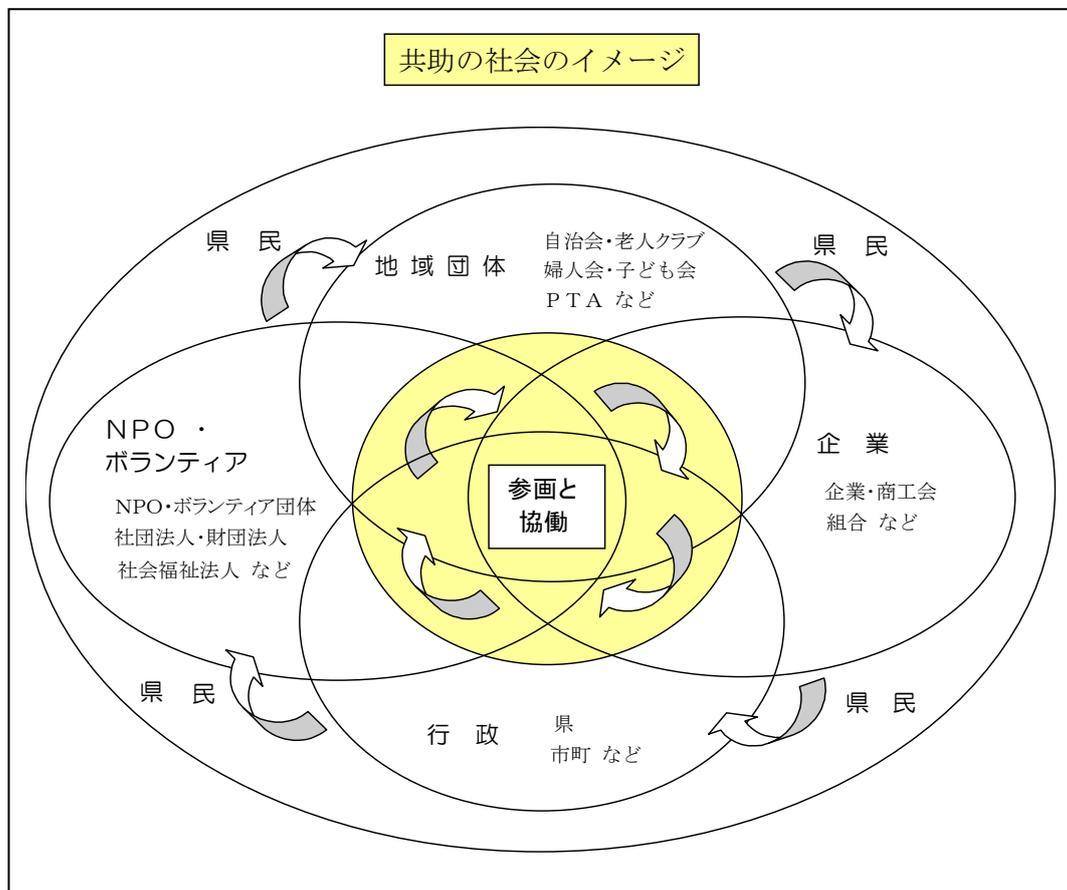
II 基本理念

●共助の社会とは、

誰もが、地域社会の主体的担い手として、自主・自立の精神のもと、その個性や能力を発揮し、ともに手を携え、支え合い、助け合える社会、すなわち、「自分でできることは自分で、一人でできないことは地域や仲間、そしてみんなで」解決できる、温もりとうるおいに満ちた心豊かに過ごせる社会です。

●このような社会の実現に向けて、

県民や地域団体、NPO・ボランティア、企業、行政などの多様な主体が、地域社会の「公」における役割を主体的に担うとともに、相互の参画と協働を推進しながら、支え合い、助け合える社会づくりをめざすものです。



○参画

ここでは、「計画の立案に加わること」で、参加「行事・会合などに加わること」よりも、より積極的かつ主体的に、より深く関わることを表します。共助の社会においては、各主体が、協働分野に積極的に参画していくとともに、行政が責任を持って行う分野においても、意思決定過程を含めさまざまな段階での参画を進めていくことが重要です。

○協働

ここでは、「共助の社会を担う多様な主体が、互いの特性や社会的役割を尊重し、対等かつ自由な立場で、共通の活動領域において、共通の目的意識を持って、ともに考えともに汗を流すこと」を表します。共同という言葉よりもお互いに深く機能し合うという意味合いがあります。

III 基本方針

1 基本的な考え方

共助の社会は、県民の自主・自立の精神とそれに基づく主体的な行動に支えられる社会であり、県民や、自治会や老人クラブなどの地域団体、NPO・ボランティア、企業など、それぞれの活動主体の自主性や多様性を尊重しながら、地域団体が地域社会づくりの主たる担い手であるなどの本県の実情に配慮しつつ、共助の意識啓発や活動しやすい環境づくり、協働のための交流・連携の促進などの側面的支援を中心に、県議会をはじめとする県民の意見を踏まえて施策展開を図ります。

また、市町に対しては、その自主性を尊重しながら、適切な役割分担のもとに連携・協力し、この指針に掲げる基本理念や施策の方向性に沿って、市町の実情を踏まえながら共助の社会づくりに向けた施策を推進するよう働きかけます。

2 施策の方向性

(1) 共助の意識啓発

① 啓発活動の実施

多様化、複雑化する住民ニーズに対応しつつ、さまざまな分野における課題解決に向けて、県民や地域団体、NPO・ボランティア、企業などによる主体的な活動が期待される中で、県民や地域団体などの多様な主体が、共助の社会の必要性や意義を理解するとともに、みずからがその担い手であることを自覚し、公共性の高い活動を行うことが必要です。

このため、HPやメルマガなど IT を活用した県民への適切な情報提供や啓発活動の実施、県民や地域団体などの連携・交流イベントへの側面的支援、共助の社会づくりや社会貢献活動などをテーマとした出前講座の開催などにより、多様な主体の共助意識の醸成に努めます。

② 学校における体験活動等の推進

児童生徒が、勤労体験やボランティア活動など多様な体験を通して、困難に挑戦したり、他者との信頼関係のもと、ともに物事を進めたりする喜びや充実感を体得することで、豊かな社会性や人間性をはぐぐむとともに、勤労を尊ぶ心や社会奉仕の精神を培うことが大切です。

このため、小・中学校、高校を通して系統立てた体験活動の実施に取り組むとともに、関係機関と連携しながら、地域の施設や人材の活用を図り、さまざまな体験活動の実施を推進します。

(2) 地域団体活動の活性化

① 活動への参加の促進

少子高齢化や都市化の進行など、社会経済情勢の変化に伴い地域社会の連帯感や規範意識の希薄化、地域社会を支える人材の減少などによる地域活力の低下が懸念されています。

このため、市町と連携しながら、さまざまな広報媒体を活用し、地域団体活動に関する情報提供や広報啓発活動を行うなど、広く県民に対して活動への理解と参加を促進します。

②多様な活動の促進

地方分権や市町合併の進展など、地域社会を取り巻く環境が大きく変化する中で、地域社会の重要性はますます高まっています。また、住みよい地域づくり、まちづくりの観点から、支え合い、助け合う、多彩な機能を有する地域社会づくりが必要となっています。

このため、地域社会づくりを主体的に担う地域団体の人材の育成のための研修会の開催や団体間の情報交換、交流の促進などの活動支援に努め、地域における防災、防犯、福祉、美化活動など、さまざまな課題の解決に向けた主体的な地域団体の活動を促進します。

(3)ボランティア・NPO活動の促進

① 参加のきっかけづくり

ボランティアやNPOの活動に関心があるものの、きっかけや機会がないなどの理由で実際の活動につながっていない現状があるため、活動への県民の理解を深め、参加のきっかけづくりを進める必要があります。

このため、さまざまな広報媒体を活用し、ボランティア・NPO活動に関する正しい知識の普及のための情報提供や広報啓発活動を行うとともに、総合的な相談体制の充実に努めるなど、広く県民に対して活動への理解と参加を促進します。

② 活動のひろがりづくり

多様化、複雑化する住民ニーズに対応するため、ボランティア・NPO活動の特性を生かした柔軟で迅速な対応が期待される中で、活動に対する社会的な認識を向上させるとともに、活動基盤の強化による活動の活性化が求められています。

このため、ボランティア・NPO活動に対する顕彰制度の運用を通して、活動の活発化と全県的な広がり機運を高めるとともに、ボランティア・NPO相互の幅広い交流の促進や人材育成のための研修会、講座の開催などを通して、さまざまな課題の解決に向けた主体的なボランティア・NPO活動を促進します。

(4)企業のCSR活動の促進

企業は、営利組織として活動する中で、雇用の安定や地域の活性化など地域社会における自らの役割と責任を認識し、自発的かつ積極的にCSR活動に取り組むことが求められています。

このため、企業のCSR活動の取組みを情報発信することにより、企業の社会的認知度の向上やイメージアップを図るとともに、活動への理解を促進します。また、地域団体やNPO・ボランティアとの連携強化を図るための交流の機会の確保に努めるなど、さまざまな課題の解決に向けた主体的な企業のCSR活動を促進します。

○CSR（企業の社会的責任 英記:Corporate Social Responsibility）

企業が利益を追求するだけでなく、組織活動が社会へ与える影響に責任をもち、消費者、株主、従業員、地域社会などからの要求に対して適切に行動すること

(5)多様な主体の協働の促進

① 多様な主体の協働の促進

共助の社会づくりを進めるためには、県民や地域団体、NPO・ボランティア、企業、行政などの多様な主体が、地域社会の「公」における役割を主体的に担うとともに、相互の参画と協働を進める必要があります。

このため、情報の公開と共有による相互理解のもと、対等・平等な関係を構築し、協働意識を醸成するための啓発活動を行うとともに、多様な主体が連携強化を図るための交流の機会の確保に努めます。

特に、県は、限られた財源の中で、効率的かつ質の高い公共サービスを提供するため、これまでの経験を踏まえながら、地域団体、NPO・ボランティアなどとの協働を積極的に推進します。さらに、県民一人ひとりが福祉や環境、教育、交通などの課題をみずからの課題として受け止め、自由な発想に基づき、主体的に創意工夫を凝らして、行政や地域団体などと協力して行う典型的な協働の形である県民運動の活性化を図ります。

② 職員の意識改革

県政を直接担う職員が、県政や地域社会の主役は県民であるという理念のもと、県民と行政の協働による県政の推進に向けた意識改革を行う必要があります。

このため、職員を対象とした研修会、講座などの開催を通して、職員の協働意識を高めるとともに、職員への協働に関する情報提供や多様な主体との交流の機会を提供します。

協働の基本的考え方

○協働の定義

協働とは、

- ① 共助の社会を担う多様な主体が
- ② 互いの特性や社会的役割を尊重し
- ③ 対等かつ自由な立場で
- ④ 共通の活動領域において、共通の目的意識を持って
- ⑤ ともに考えともに汗を流すこと を表します。

○協働の原則

協働する際の留意点は以下のとおりです。

- ① 目的の共有と明確化
- ② 互いの特性や自立性を尊重した対等な関係
- ③ 情報の公開と共有化
- ④ 役割分担と責任の明確化
- ⑤ 対話と協議を重視した協働過程の管理
- ⑥ 第三者への積極的な説明責任
- ⑦ 関係の時限性の確認
- ⑧ 適切な対価の支払い

○協働により期待される効果

多様な主体が特性を生かし協働で実施することで、県民はきめ細かで柔軟な公共サービスを受けられるといった効果があるほか、まちづくりや意識啓発など、住民を巻き込んで行う必要があるものは、行政単独で行うよりも地域団体やNPOなどとの協働で実施することにより高い効果が期待できます。

(6) 県政への県民参画の促進

① 広聴広報制度の積極的活用

県政への県民参画を促進するためには、計画や施策の策定段階から、広く県民のニーズや意見を伺い、これを施策等に反映させるとともに、その実施に当たっては、内容などを分かりやすく県民にしらせることが必要です。

このため、広聴機能と広報機能の連携をより強化することにより、広聴広報制度を県民と県をつなぐ双方向かつ循環的なコミュニケーションツールに高めて積極的な活用を進めます。

② 県政情報の公開の推進と提供の充実

県政の透明性を確保し、県民の県政への参加をより一層推進するためには、積極的な情報公開が必要です。

このため、情報公開制度の適切な運用を図るとともに、県が発行した行政資料の閲覧、貸出、有料頒布などにより県政情報を積極的に提供します。

③ 審議会等の活性化

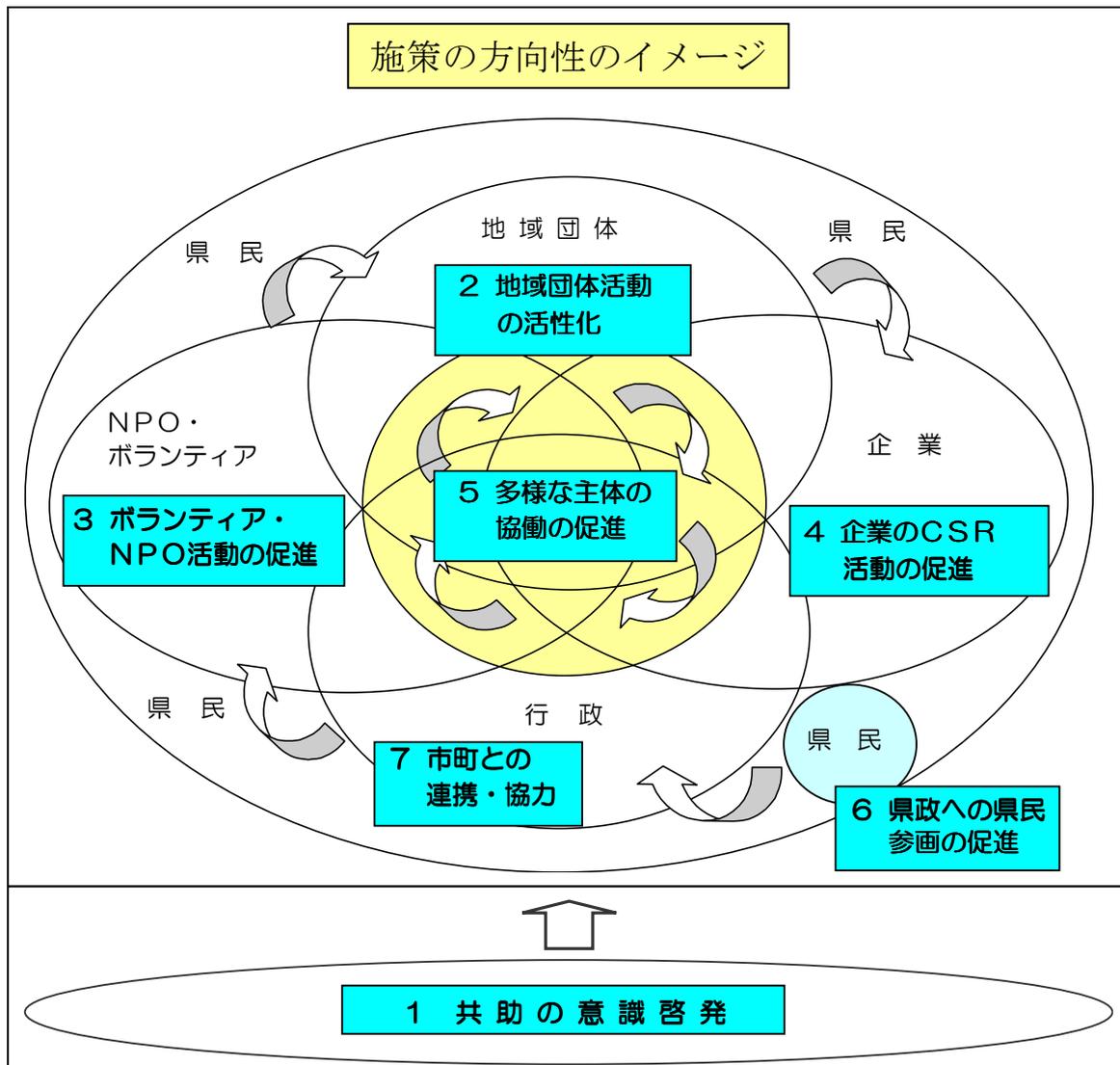
県政への県民参画を促進するためには、県の政策形成過程において、専門的な知識を得るなどの機能を有する審議会や公聴会の活性化が必要です。

このため、県では、審議会等を原則公開とし、議事録の公表に努めるとともに、行政運営における公正の確保を図るといった審議会等の設置の趣旨や目的にふさわしい人材が確保できるよう、さまざまな分野から、適任者を選任します。

(7) 市町との連携・協力

共助の社会づくりのためには、地域社会に最も身近な基礎的自治体であり、地域課題の解決に向けて直接的かつ中心的な役割を果たす市町の施策を尊重しつつ、市町との適切な役割分担のもとに連携・協力を図りながら、県と市町それぞれの特性を生かした重層的な取組みを推進することが必要です。

このため、県は、各市町における優れた取組みが県内全域に広まるよう、情報提供や意見交換の場の確保などの側面的支援を行うとともに、市町の広報誌等を活用した共助の社会づくりの啓発をはじめとする各種推進施策に対し、主体的な参画を要請し、市町との協働による共助の社会づくりを進めます。



IV 指針推進のために

1 指針推進の視点

県は、県民の参画と協働による共助の社会づくりを推進するため、次のような視点に留意して、取組みを進めます。

- (1) 地域社会の主役は県民であるという意識を常に持ち、県議会をはじめとする県民の意見を踏まえ、県民の主体性を生かした施策を推進します。
- (2) 県民と対等のパートナーであることを認識しながら相互理解に努め、県民の自主的な活動が円滑かつ活発に展開されるよう支援します。
- (3) 県民との情報共有を図るため、広く県民の声を聴くとともに、県民への積極的な情報提供に努めます。

2 進行管理

この指針に沿った施策の実施状況を、毎年度把握し、その内容を公表します。